

平成29年宮古島市成人式のご案内

平成29年1月5日(木)

開場：13:30 式典 14:00



【対象者】平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの方。

- ①就労や就職等で市外に居住している本市出身の方。
- ②宮古島市に住民登録をされている方。

※平良地区に関しましては、ご案内の通知(ハガキ等)の送付は致しません。その他の地区についての詳細は、各担当地区へお問合せ下さい。

【会場・お問合せ】

地区	会場	お問合せ
平良地区	マティダ市民劇場	生涯学習振興課 ☎ 77-4946 / FAX: 77-4957
城辺地区	城辺公民館	城辺支所 ☎ 77-4905 / FAX: 774918
下地地区	下地農村改善センター	下地支所 ☎ 76-6001 / FAX: 76-2008
上野地区	上野公民館	上野支所 ☎ 76-6821 / FAX: 76-6072
伊良部地区	伊良部公民館	伊良部支所 市民課 ☎ 78-6251 / FAX: 78-3390

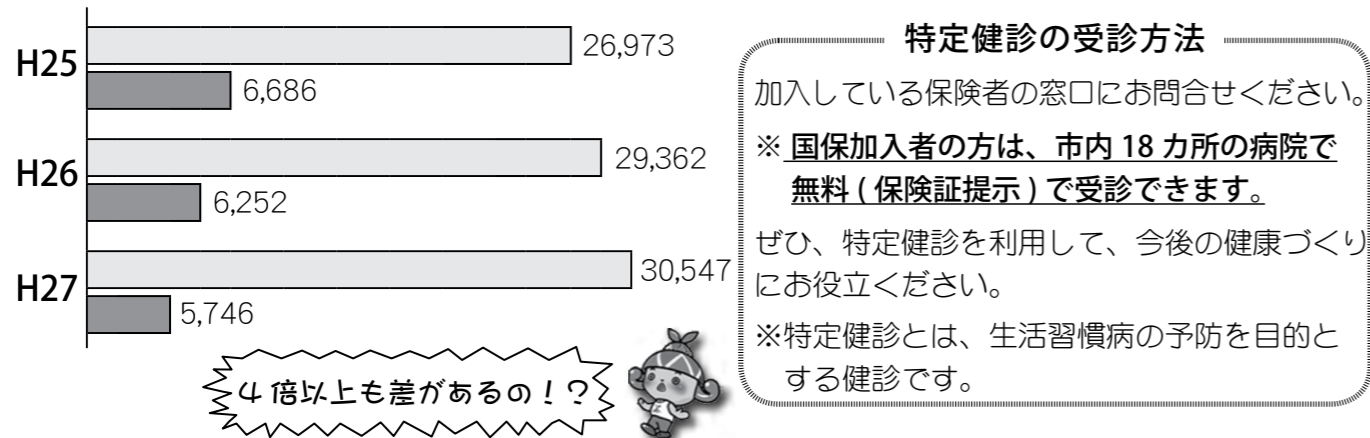
宮古島市に **がんずう長寿** を取り戻そう **受けよう！特定健診！**

【お問合せ：国民健康保険課 ☎ 72-4704】

皆様、今年度の特定健診は受診されましたか？

「どこも痛くないし、健康だから大丈夫！」「忙しくて時間がない！」「結果を知るのがこわい！」などといった理由で健診を受けていない方もいます。しかし、多くの生活習慣病は、初期の段階では自覚症状が現れないのがほとんどといわれています。下記グラフに示すようにH25～H27年度の特定健診受診者と未受診者の医療費を比較すると、**未受診者の1人当たりの医療費は、健診受診者より4倍以上も高くなっていることがわかります。**特定健診を受けることで、生活習慣病を早期発見し、生活習慣等の改善ができれば将来かかる医療費を減らすことができ、医療費の節約につながります！！

■国保の特定健診受診者・未受診者における生活習慣病等1人当たり医療費(円)



市民公開講座
「地域コラボ・島の健康講座」

～胆石症について～

日時：1月25日(水) 18:00～19:00
 場所：宮古病院1階外来待合室(駐車無料)
 講師：溜田 茂仁氏(宮古病院 内科医)

お問い合わせ
健康増進課 健康づくり係
☎ 73-1978
宮古病院地域連携室
☎ 72-3151

～新成人の皆様、成人おめでとうございます～

20歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、「年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えよう」という考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

◆国民年金のポイント◆

①将来の大きな支えになります！

・国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

②老後のためだけのものではありません！

・国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある妻(夫)」や「子」)が受け取れます。

国民年金加入のご案内 Q&A

Q. 国民年金の加入手続きはどこですの？

A. 20歳になったら市役所または年金事務所窓口で手続きをしてください。

Q. 毎月の保険料はいくら？

A. 月額 16,260円(平成28年度)です。

Q. 保険料を安くする方法はあるの？

A. あります！前納制度や口座振替等をご利用下さい。保険料を早めに納めることにより(前納)により保険料が割引になります。
 ※前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。

Q. 毎月16,260円は払えない。どうすればいいの？

A. 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります(学生納付特例制度、納付猶予制度)。市役所または年金事務所へご相談下さい。手続きをしないと老後の年金が受け取れなくなったり、不慮の事故等により障害が残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

◆学生納付特例制度◆

- 学生の方の保険料納付が猶予されます。
学生納付特例の期間は年金を受け取るための期間として計算されますが、老齢基礎年金金額には反映されません。
- 所得のめやす
本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

扶養親族等の数 × 38万円 + 118万円

◆納付猶予制度◆

- 50歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶与されます。納付猶与の期間は年金を受け取るための期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。
- 所得のめやす
本人、配偶者の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円
 ※学生の方はこの制度を利用できません「学生納付特例制度」をご利用ください。



年金手帳を大切に

年金手帳は就職や退職、年金の関係届出等、また、年金を請求する際に必要なものです。年金手帳をしっかりと管理して、自分の年金記録を残しておきましょう。

市民生活課 年金係 ☎ 72-3751(内線160)